

**年度モニタリング
(平成 29 年度)**

施設名称	南部児童センター 根郷学童保育所外 6 学童保育所
施設概要	<p>【南部児童センター】 所在地：〒285-0806 千葉県佐倉市大篠塚 1587 番地(南部保健福祉センター内、複合施設) 施設構造：鉄筋コンクリート造、地上 2 階建 敷地面積：8,372 m² 延床面積：718 m² (学童保育所部分 44 m²) 建築年月：平成 11 年 12 月 開設年月：平成 12 年 4 月 施設内容：事務室、遊戯室、図書室、和室、学童保育室 (1 室)</p> <p>【根郷学童保育所】 所在地：〒285-0815 千葉県佐倉市城 454 番地(単独施設、根郷小学校敷地内) 施設構造：木造、地上 1 階建 敷地面積：26,572 m² 延床面積：142 m² 建築年月：平成 16 年 3 月 開設年月：平成 5 年 4 月 定員：55 名 対象学年：1 年生～3 年生</p> <p>【第二根郷学童保育所】 所在地：〒285-0815 千葉県佐倉市城 454 番地(根郷小学校内) 施設構造：鉄筋コンクリート造、地上 3 階建 敷地面積：26,572 m² 延床面積：4,928 m² (学童保育部分 150 m²) 建築年月：昭和 54 年 3 月 開設年月：平成 20 年 10 月 定員：60 名 対象学年：1 年生～6 年生</p>

【山王学童保育所】

所在地：〒285-0807 千葉県佐倉市山王1丁目44番

施設構造：鉄筋コンクリート造、地上3階建

敷地面積：29,023 m²

延床面積：4,380 m²（学童保育部分144 m²）

建築年月：平成元年3月

開設年月：平成20年10月

定員：65名

対象学年：1年生～6年生

【大崎台学童保育所】

所在地：〒285-0817 千葉県佐倉市大崎台4丁目3番地2号（単独施設、根郷保育園敷地内）

施設構造：木造、地上2階建

敷地面積：2,800 m²

延床面積：88 m²

建築年月：平成3年12月

開設年月：平成4年2月

定員：30名

対象学年：1年生～6年生

【寺崎学童保育所】

所在地：〒285-0817 千葉県佐倉市大崎台4丁目4番1号（寺崎小学校内）

施設構造：鉄筋コンクリート造、地上3階建

敷地面積：28,497 m²

延床面積：5,087 m²（学童保育部分147 m²）

建築年月：昭和62年3月

開設年月：平成20年10月

定員：60名

対象学年：1年生～3年生

【弥富学童保育所】

所在地：〒285-0072 千葉県佐倉市岩富町151番地

施設構造：鉄筋コンクリート造、地上2階建

敷地面積：1,147 m²

延床面積：795 m²（学童保育部分94 m²）

建築年月：平成21年3月

開設年月：平成21年4月

定員：50名

対象学年：1年生～6年生

	<p>【和田学童保育所】</p> <p>所在地：〒285-0065 千葉県佐倉市直弥 59 番地</p> <p>施設構造：鉄筋コンクリート造、地上 2 階建</p> <p>敷地面積：759 m²</p> <p>延床面積：565 m²（学童保育部分 31 m²）</p> <p>建築年月：昭和 50 年 3 月</p> <p>開設年月：平成 23 年 12 月</p> <p>定員：15 名</p> <p>対象学年：1 年生～6 年生</p>
施設の 設置目的	<p>児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された施設である。</p> <p>学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的とする。</p>
指定管理者	社会福祉法人 愛光
指定期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
委託料	474,576,449 円（平成 29 年度支払額 97,745,110 円）
市所管課	健康こども部子育て支援課
第三者	南部児童センター運営委員会 委員

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
－（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

区分	評価項目	評価欄	
		指	市
I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所時間	開所時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	S	A
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	A	A
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	A	A
適正利用	利用・減免等の手続は規定にのっとって正規に行われているか。	S	A
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。	A	A
法令遵守	関連規定を理解し、法令遵守が確保されているか。	A	A
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	S	A
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	A	A
	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。	A	A
廃棄物処理	適正な方法（分別等）と頻度により廃棄されているか。	A	A
	廃棄物の減量に努めているか。	A	A
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。	A	A
	快適に利用できる環境となっているか。	S	A
公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。	A	A
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	S	A
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。	A	A
	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A	A
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。	A	A
	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A	A
	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。	A	A
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。	A	A
	夜間・休所（館）日警備に支障はないか。	A	A
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。	A	A
	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。	A	A

安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	A	A
	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。	A	A
駐車場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。	B	A
	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。	A	A
3 施設運営業務に関する基準			
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	A	A
利用料金 徴収	出納簿等は整備されているか。	A	A
	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。	A	A
	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	A	A
物品販売等 許可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。	A	A
記録業務	日報や各種記録（文書・画像・音声・映像等）を行い、整理しているか。	A	A
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	A	A
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A	A
	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。	A	A
	Web サイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	A	A
意見等 受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A	A
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。	A	A
	相談事業の利用方法について周知は十分か。	A	A
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。	A	A
	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	A	A
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。	A	A
	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。	A	A
【児童センター】			
日常業務	遊ぶ際に守るべき事項が、利用者に理解できるように周知されているか。	A	A
	乳幼児と保護者が日常的に利用しやすく、保護者同士が交流する機会が設けられているか。	S	A
	異なる学校や年齢の児童が交流できる場となっているか。	A	A
	中高生が利用しやすい場となっているか。	S	S

【学童保育所】			
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われているか。	A	A
統括施設	統括施設（児童センター）から各学童保育所へのフォロー体制は整備されているか。	S	A
日常事業	学童での1日の過ごし方は望ましい内容か。	A	A
	保護者への対応、コミュニケーションはとれているか。	A	A
	学校との連絡体制は適切にとられているか。	A	A
4 経理事項に関する基準			
財務処理	財務事務処理規程が定められ、遵守されているか。	A	A
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。	A	A
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。	A	A
5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を市へ提出しているか。	A	A
6 目的外業務に関する基準			
行政財産 使用許可	目的外業務（公衆電話設置等）の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。	—	—
	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。	—	—
II 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。	S	A
	業務従事者から労務に関する苦情等が出ていないか。	A	A
	労働時間の管理は適切になされているか。	A	A
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。	A	A
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。	A	A
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	A	A
研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。	A	A
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。	A	A
接 遇	職員（スタッフ）は名札及び清潔な服装を着用しているか。	A	A
	職員（スタッフ）のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	A	A
3 一部業務委託（再委託）に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。	A	A
報 告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。	A	A
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。	A	A
4 運営協力体制に関する基準			

協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	A	S
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。	A	A
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。	A	A
	非常時の連絡体制は確立されているか。	A	A
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。	S	A
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。	—	—
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。	A	A
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。	A	A
個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。	A	A
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。	-	-
	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。	A	A
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。	A	A
	情報セキュリティ（コンピュータウイルス対策等）は万全か。	A	A
7 事業計画及び事業報告に関する基準			
書類提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。	A	A
	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。	A	A
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。	A	A

【意見記述欄】業務点検			
指定管理者	○『「未来の創造」支え合う子どもと支援者』をスローガンに、児童センターでは、子育て支援の充実、健康と体力の増進に努め、家庭や学校につぐ「第3の居場所」として、地域の児童の健全育成を図ることを目標に、そして、各学童保育所では、安全で安心して過ごせる、家庭に代わる生活の場の提供目標に、種々の事業に取り組んできました。		
	○児童センターでは、来館者の声を聞きながら、日々の清掃を中心として、絨毯の清掃や一部入れ替えを行うなどの環境整備を行ってきました。また、利用者ニーズに応じて、給水器を設置し大変に喜ばれています。		
	○楽しみながら子育てができること、状況づくりを、地域全体の課題としてとらえ、子どもとその親たちを見守っていくための交流の場の整備が必要と考え、育児に励む親同士であったり、情報を交換し合ったり、近隣の子育ての諸先輩と話すことのできる場として、「子育てサロン はっぴいランチ」を開設しました。見守りボランティアさんの手も借りて、月一回、地域福祉センターA棟大広間を会場に開催したところ、毎回時間が足りないくらい大変に好評でした。		
	○多胎児親子が集える場所の要望もありましたので「さくらんぼちゃんタイム」を開設		

しました。毎回、参加組数は2～3組ですが、お互いの情報交換の場になっているようです。

- 児童健全育成推進財団主催「児童館こいのぼりがいっぱいプロジェクト」に参加しました。このプロジェクトは、東日本大震災や熊本地震で被災した子どもたちや全国の子どもたちに「みんなでゲンキに！」というメッセージを、大空を泳ぐこいのぼりに託したいと考え、こどもの日に合わせて実施する活動です。全国で約400館が参加したプロジェクトですが、千葉県では、当館を含めて2館の参加でした。館内にたくさんのおいのぼりが泳ぎ、当日の来館者には「こいのぼりいっぱいプロジェクト」の缶バッジのプレゼントを行いました。
- 条例上の休館日にも、臨時開館するなどして子どもたちの「居場所づくり」の一環として、小学校における振替休業日に加えて、近隣中学校における振替休業日も臨時開館しました。また、臨時開館に合わせて、当日の来館者にはポップコーンやかき氷などの提供も行いました。
- 長期休業中など、来館者が増えることが予想される時も、誰もが満足度高く遊べるように、年齢別に施設利用の時間を調整するなどの工夫をしてきました。
- 駐輪スペースを拡張し、十分な駐輪スペースを確保したところですが、徐々に不足してきて、通路にはみ出してしまっています。定時巡回を実施しての整備に加えて、無施錠で駐輪している自転車への施錠をするなどして、盗難防止に務めてきました。さらなるスペースの確保が必要となってきました。
- 学童保育所への保護者ニーズは、大別して「時間外の延長」「おやつ、弁当の提供」「学習支援」などです。前年度における19時以降の時間外が880件あったものが、その都度印刷物を渡したり個別面談をしたりしてきた結果、151件まで減少させることができました。
- 「おやつ、弁当の提供」については、一部の学童で実施することができていたのですが、利用者がいないことを理由に業者が撤退してしまったので、新たに業者の開拓に務めているところです。
- 6月15日千葉県民の日に、南部エリアの全7学童の合同企画として「千葉県民の日スポーツ交流会」（市主催 順天堂大学協力）に参加しました。利用者170名が参加するビッグイベントとなりました。交流会では、パラリンピック種目の「ゴールボール」「スラックライン」などの競技を楽しみました。会場までのバスでの送迎や全員に弁当の提供をしたことも保護者には高評価で「非常にありがたかった」との意見をいただきました。
- 指導員のスキルアップを図ることを目的として、児童センター及び学童保育所合同の研修会を開催しました。当年度は、植草学園大学 加藤悦子准教授を迎えて、「気になる」子ども・発達障害のある子どもの理解と支援の実践をテーマに、研修会を開催しました。また、学童保育所における対応の難しい子ども「気になる子」のケース研究を行いました。その他、法人開催の研修として、「コンプライアンス研修」「リスクマネジメント研修」「接遇研修」「感染症対策訓練研修」など、実務的な研修を多く開催してきました。

	<p>○常勤職員には、「消防管理者講習（甲種）」の資格取得をはじめとして、「福祉サービス苦情解決研修会」「児童健全育成財団主催各研修」（児童厚生員研修/健全育成セミナー等）などの研修会への受講機会を多く設けてきました。</p> <p>○放課後児童支援員認定資格研修への参加は、受講可能者は順次受講し、資格取得に努めてきました。その結果、これまで無資格者だった補助指導員2名が、有資格者となることができました。</p> <p>○法人主催の実践発表会において、児童センターにおける、これまでの4年間の取り組み「地域のニーズに応える 児童センターの変革 4年間の取り組み」を発表したところ、優秀賞を受賞しました。</p>
市	<p>児童センターにおいては、中高生向けの事業を企画するとともに、当日は中高生が参加しやすいように、開館時間の延長も行った上で実施をするなど、工夫をした事業展開を行っております。</p> <p>また、乳幼児親子向けの事業についても、年齢ごとだけではなく、多胎児向けの事業の実施、学校の長期休暇期間中の優先タイムの設定など、事業の充実と事故防止が図られ、利用者からの評価も高くなっております。</p> <p>学童保育所については、研修を自主開催する他、市・県が主催する研修への参加も積極的に行うことにより、指導員の質の向上に努めております。</p> <p>児童センター、学童保育所ともに、利用者のニーズをとらえ、サービスの向上に努めていただくことを期待します。</p>

②利用状況等分析

児童センター	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人)	32,839	32,000	30,442	92.7	95.1

学 童	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
利用料金収入(円)	19,723,750	20,800,000	20,774,500	105.3	99.9
減免申請者数/月	80	—	87	108.8	—
登録児童数/月 根郷学童	75	62	66	88.0	106.5
第二根郷学童	28	43	38	135.7	88.4
山王学童	30	29	27	90.0	93.1
大崎台学童	27	35	34	125.9	97.1
寺崎学童	60	65	64	106.7	98.5
弥富学童	10	12	13	130.0	108.3
和田学童	27	27	27	100.0	100.0

【意見記述欄】 利用状況等分析	
指定管理者	<p>児童センターの利用者数は幼児の幼稚園等への就園により減少が見られましたが、高校生の利用者は前年比 133%の増加となりました。これは、健全育成のための「居場所づくり」に貢献するため開館時間の延長をし、中高生向けのイベントを実施した効果によるものと伺われます。</p> <p>過密状況が続いている学童保育所においては、夏期に特に入所希望者が集中しましたが、拡張に伴い定員増変更があった学童保育所への入所の案内をしたり、一時利用の紹介をするなどして学童保育所利用のご希望に添えるよう南部エリア内での入所調整を図ってまいりました。</p>
市	<p>少子化や女性の就業率の上昇に伴う保育園等の利用者増もあり、児童センターの利用者数は減となっておりますが、直営時よりも3,000人程度増となっております。</p>

中でも、中高生向けの事業の実施により、高校生の利用者が増えているとのことで、引き続き、児童の居場所づくりに尽力いただくことを期待いたします。

学童保育所についても、特に入所希望が集中する夏季休暇期間について、エリア内の学童保育所の紹介等による入所調整を行うことにより、待機が発生しない状況を確認いただきました。

今後も学童保育所の利用は増える見込みであることから、様々な工夫により、対応していただきたいと考えております。

③経営分析

経営分析指標 (児童センター)	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入 (円)	37,421,119	37,400,048	37,400,065	99.9	100.0
支出 (円)	40,536,484	45,474,295	44,827,378	110.6	98.6
収支 (円) 〈収入－支出〉	-3,115,365	-8,074,247	-7,427,313	—	—
人件費比率 (%) 〈人件費／支出〉	68.7	70.4	71.1	—	—
再委託費比率 (%) 〈再委託費合計／支出〉	19.8	17.0	16.8	—	—
利用者当たり管理コスト(円) (支出／述べ利用者数)	1,234	1,421	1,473	119.3	103.7
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料／述べ利用者数)	1,140	1,169	1,229	107.8	105.1

経営分析指標 (学 童)	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入 (円)	76,610,002	81,145,206	81,119,706	105.9	100.0
支出 (円)	62,620,278	75,423,975	71,122,021	113.6	94.3
収支 (円) 〈収入－支出〉	13,989,724	5,721,231	9,997,685	71.5	174.7
利用料金比率 (%) 〈利用料金収入／収入〉	25.8	25.6	25.6	—	—
人件費比率 (%) 〈人件費／支出〉	94.7	91.8	93.2	—	—
再委託費比率 (%) 〈再委託費合計／支出〉	0.2	0.3	0.3	—	—
利用者当たり管理コスト(円) (支出／平均登録数(月))	243,659	276,278	264,394	108.5	95.7
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料／平均登録数(月))	221,346	221,044	224,331	101.3	101.5

経営分析指標 (全 体)	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入 (円)	114,031,121	118,545,254	118,519,771	103.9	100.0
支出 (円)	103,156,762	120,898,270	115,949,399	112.4	95.9
収支 (円) 〈収入－支出〉	10,874,359	-2,353,016	2,570,372	23.6	—

[意見記述欄] 経営分析	
指定管理者	<p>毎年予算を確保し、徐々に環境整備を重ねてきた児童センターは、今回、受付や授乳室などの絨毯の張り替えを行いました。久しぶりに来館した利用者からは、「雰囲気が明るくなった」、「広く感じる」という声をいただいております。</p> <p>合わせて学童保育所も例年、環境整備に予算を執行しており、劣化が見られた照明器具の交換、また庇の取付けを行い、雨天時においても少しでも快い利用につながるよう配慮した整備を行ってまいりました。</p> <p>人員配置においては、児童センター及び利用児童数の多い学童保育所に常勤職員の配置をプラスし、利用者が安全に安心して過ごせるよう受け入れ体制を整えました。</p>
市	<p>収益を活用し、施設改修や備品の購入に充てていただいております。その結果、来館者からも良い評価をいただけており、利用者サービスに繋がっているものと考えます。</p> <p>また、施設だけではなく、人員についても充実を図り、安心、安全な環境整備に努めていただいております。利用者からの信頼確保に繋がっているものと考えます。</p>

④業務実施状況確認

【児童センター、学童保育所 中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<p>地域貢献 地域における子育て支援事業</p>	<p>福祉学習等とおした生徒との触れ合い。 法人行事や自治会行事での子どもとの触れ合い。 「子ども食堂」の開設支援</p>
<p>児童（障害児）から高齢までの包括支援 南部地域エリア「福祉のまち」の完成</p>	<p>児童から高齢者までの総合的福祉サービスを地域中心に展開。児童・障害・高齢と福祉にとってのコア部分がワンストップサービスで可能になる。</p>

【児童センター 単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<p>南部児童センター，地域福祉センター，南部地域包括支援センターとの協働事業</p>	<p>○当センターの独自事業として企画した各事業に加えて、機会あるごとに地域福祉センターや地域包括支援センターと協働した企画を計画してきましたが、準備不足もあり、思うような参加者が集まりませんでした。児童と高齢者との融合した活動を積極的に計画し、これまでにまして、各施設と協働しながら新たな枠組みを模索していきたいと思います。</p>
<p>休館日の臨時開館（祝こどもの日，祝山の日）</p>	<p>○当センターの休館日は、市条例により、月曜日および祝日と年末年始となっています。しかし、地域の子どもたちの動静をみると、学校が休みの日ほど遊び場や遊び相手を求めています。土日に学校行事が開催されたときの振替休業日（月曜日）やゴールデンウィーク、夏季休業中など、行き場所のない子どもたちが結構います。 ○これまでも、ゴールデンウィーク中の「こどもの日」や新たに制定された「山の日」、休館日の千葉県民の日についても開館してきました。これに加えて、子どもの居場所づくりの一環として、近隣小学校の学校行事後の振替休業日に開館することとしました。</p>
<p>「認知症サポーター養成講座」の開催</p>	<p>○ボランティアグループ「スマイルクラブ」を中心に、11月には、南部地域包括支援センターが講師となって講座を開設しました。今後も継続的に講座を開催し、サポーター人口を増やし</p>

	ていきたいと考えています。
他機関、法人他施設との交流事業	<p>○「認知症サポーター養成講座」の発展的な活動の一環として、当法人高齢者施設「はちす苑」で開催しています「オレンジカフェ」に参加し、高齢者との交流を図り、地域包括支援センターとの協働で認知症サポートのリーフレット作成に取り組む等、大きな成果を得ました。</p> <p>○佐倉市社会福祉協議会と連携しながら、「赤い羽根募金」活動にも取り組んできました。来館者にポスターを描いてもらったり、小学生ボランティアサークル「スマイルクラブ」が街頭募金に取り組んだりもしました。</p> <p>○障害者施設「リホープ」の利用者さんのエレクトーンクラブのサークル活動による、各学童訪問での演奏会を実施してきました。このような活動を、可能な限り計画的、永続的に開催していくようにしていきたいと思います。</p>
「子育てサロン」の開催	<p>○定期的に「子育てコンシェルジュ」が来館し、相談窓口を開設していますが、子育ての問題の原点は、一時も子どもから目も手も離せないことからのイライラ感が多い、「子育てうつ」と思われることが多くあるようです。</p> <p>子育てサロンの主な活動として、広いスペースのある部屋で、昼食を摂りながら自由におしゃべりをしたり、情報を交換したりして友だちづくりをしました。また、保護者（養育者）同士が活動の担い手となり、子どもたちが自由に遊んでいる遊びに付き合ったり、時には子育ての先輩として育児相談にのったりしています。地元の情報を伝え合い、インストラクターも参加して、相談する機会をもったりしてきました。（8月を除く月1回）</p>
地域との協働「子ども食堂」の開設	<p>○「子ども食堂の開設」について、定期的に根郷地区社協、民児協、各ボランティア団体と何度なく協議を重ねてきました。話し合いの中で、みなさんからの要望は「愛光が主体者となってやってほしい」とのことでした。なかなか、事業としては成立しにくいですが、「地域共生社会</p>

	<p>の実現」に向けて、支援方策を検討してきました。結果、地域のボランティア団体の主導で開設し、愛光が支援していくことでスタートすることができました。</p> <p>○まちづくり協議会との連携は、これまでどおり「まち協農園」を中心とした活動です。2～3歳児を中心に、作付けや収穫、収穫した野菜を使った簡単な調理をして、みんなでパーティーをしてきました。</p>
--	--

【学童保育所 単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<p>県民の日における学童合同行事</p>	<p>○県民の日に、佐倉市民体育館を会場に、各学童の利用者全員が一堂に会した行事を計画しました。当法人の計画を佐倉市に相談をしたところ、担当者から「佐倉市主催」にして、全面的な協力をしていただける旨の話がありました。その内容は、①優先的な体育館の借り上げ、②順天堂大学の学生によるボランティア、③ボランティア学生による実施内容の計画及び実施、などです。当日は、観光バスを借り上げ、ピストン輸送で現地集合し、ゲームや会食などで、楽しく交流を図ることができました。</p>
<p>19時以降になる迎への改善</p>	<p>○19時までの開所になっていますが、19時以降になる迎えが、平成28年度は880件ありました。改善を図ることは、なかなか難しいことだとおもいましたが、第一段階として18時時点と19時時点の2段階で、「降所時刻を記入するペンの色を変える」「記入欄にマーカーで印をつける」等で、意識づけを図る方策をとるようにしました。さらに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①<u>注意文書</u>の配布 ～3回 ②<u>警告文書</u>の配布 4回目～6回目 ③<u>勸告</u>を行い、面談を実施し、改善計画を相談する。 <p>というように、段階を追って、意識の改善を図ってきたところ、年間で151件まで減らすことができました。</p>

【意見記述欄】 業務実施状況確認	
指定管理者	<p>○南部圏域における学童保育所の利用状況は、根郷小学校区と寺崎小学校区では過密化が顕著であり、山王小学校区、弥富小学校区では過疎化が進んでいます。和田学童保育所は、小規模であるがゆえに、ご希望に添うだけの収容が難しい状況にあります。それぞれの学童保育所を運営するに当たっては、「地域の教育力」や学校をはじめとした地域組織との連携が不可欠であるといえます。</p>
市	<p>5月の連休や8月のお盆休み期間の祝日、学校の振替休業日について、施設利用のニーズがあると判断し、児童センターの臨時開館を実施する等、南部地域の児童健全育成に積極的に取り組んでいただいています。</p> <p>また、複合施設内の各施設や各種団体とも連携し、各種事業の展開を行っていただいております。南部地域の児童福祉の中心施設になりつつあると感じております。</p> <p>引き続き、各種団体、機関と連携を図り、事業者としての強みを活かした施設運営を期待いたします。</p>

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	<p>調査結果を今後の施設運営に活かしていくことを目的として、児童センターおよび各学童保育所における利用者を対象にアンケート調査を実施しました。</p> <p>調査期間 平成29年11月1日～11月30日</p>
回答数等	<p>児童センターは、来館者にアンケート用紙を配布し、退館時に回収しました。</p> <p>小中学生78枚、15歳以上82枚</p> <p>学童保育所は、登録者家庭数255枚を配布し、利用時に提出していただきました。</p>
実施結果	<p>児童センター【提出数】総計 160枚</p> <p>学童保育所【回収枚数】 121枚 【回収率】 50.9%</p>

回答者の意見等	対応策等
<p>「職員の接遇（マナー）はいかがですか。」との間に、「ダメなことはちゃんとしかってくれるから」「自然と話してくれる」「いつもニコニコしていて雰囲気がいい」「みんな明るく対応してくれる」などのご意見をいただきました。</p>	<p>○引き続き、接遇に注意した対応を心がけたいと思います。さらに研修等で、徹底していききたいと思います。</p>
<p>「お子様は嫌がらずに学童保育所に行きますか。」との間に、ほとんどの方が「楽しみにしている」との回答でした。学童には不満はないが、自由に遊んだり時間を過ごしたりしたくなっている様子。友だちの家に遊びに行きたいなどの回答がありました。</p>	<p>○年齢差を考慮し、子どもたち一人ひとりにあった生活の仕方を模索し、高学年になるにしたがって「役割」をもった生活を計画したり、遊び方を工夫したりするなどして、目的のある生活を構築して行く努力をしていきます。</p>
<p>「学童指導員の対応に満足していますか。」の間に、叱る、褒める、一緒に何かをするなど、本当によくしてくれている。けがをした時などは、しっかりと説明してくれるなどと、「満足している」との回答を頂きましたが、若干名の方から「指導員の対応・力量」についてご意見をいただきました。</p>	<p>○できるだけきめこまやかな保育を目指して日々取り組んでいるところですが、さらに外部研修や内部研修等を積み重ねることによって、指導員一人ひとりのスキルアップを図り、質の高い保育をめざしてまいります。</p>

<p>「学童で改善してほしい点はありますか。」との問い、「保育時間の延長」「おやつや弁当の提供」「学習指導」等のご意見をいただきました。</p> <p>「学童保育所で、どのようなサービスを期待しますか。」の問い、割り増し料金でもよいので、「祝日、日曜日の学童開所や時間延長」、「外部講師招聘による学習塾の開催。」などのご要望がありました。</p>	<p>○ご要望のような、「保育時間の延長」「食事等の提供」「学習の充実」等の保護者の立場からのご要望は、理解することができます。しかしながら、学童保育は学校教育と違い、児童福祉を中心に考えていきたいと思えます。学童保育は、できるだけ安価で、可能な限り保護者負担を強いることのないようなサービスの充実を図っていきたくと思えます。登所、降所は、子どもの安全を最優先にしていくために、保護者のご協力を得られるよう説明に努めてまいります。</p>
<p>「学童保育所で、どのような行事を計画して欲しいですか。」の問いに、大半の方々は現状で十分との回答でしたが、一部、子どもたちが喜ぶようなプランで、子どもたちが自分たちで発案・計画・運営していけるようなものやバス遠足など、学童外での行事実施のご意見がありました。</p>	<p>○行事の計画等は、受益者負担の原則からいえば、利用者様へのさらなるご負担を強いる結果となり、参加が難しいご家庭も出てくるのが予想されますので、慎重に検討してまいりたいと思えます。</p>

【意見記述欄】 利用者満足度調査報告	
<p>指定管理者</p>	<p>○どの設問も、おおよそ80%方から良い評価をいただきました。残り20%の方々からのご意見から、現在は人員や環境、経費面から考えて、すぐには実施が難しいご要望等もありますが、課題等について把握しましたので、引き続き検討してまいりたいと思えます。また、接遇面でも感謝されるお言葉の反面、さらなる向上を望まれるご意見もありました。どなた様に対しても、さらに丁寧な接遇を心がけてまいりたいと思えます。</p>
<p>市</p>	<p>多くの利用者から良い評価をいただいております。ご意見や課題等については、児童福祉施設として、児童の環境を第一に考えた対応を検討していただくことを期待いたします。</p>

⑥総合評価

[意見記述欄] 総合評価

指定管理者

- 放課後児童支援員認定資格研修の受講に務めてきました。加えて、常勤職員を中心に、防火管理者甲種の資格取得にも務めました。また、「苦情解決研修」「リスクマネジメント研修」や「コンプライアンス/接遇」等についての外部研修も積極的に受講し、質の向上に努めてきました。
- 学校や各関係機関と連携しながら、日常的な相談業務の他に、地域の学校やボランティア団体、子育てコンシェルジュや発達支援センター「さくらんぼ園」、佐倉市障害者生活支援センター「アシスト」、佐倉市児童青少年課などと連携を密にしながら対応してきました。また、可能な限り利用者ニーズに応えるべく、年に一度の利用者アンケートを実施し、要望に応じてきました。中でも、それぞれの利用者の年代層によっても異なりますが、概ね「活動場所が狭い」という指摘があります。限られたスペースですので、時間帯や年齢別、学校種ごとに時間を区切りながら場所を提供し、満足度を高める工夫を行ってきました。
- 近年、在日外国人親子の利用者も増えてきました。館内の案内や利用の仕方など、外国語での対応も求められるようになり、「英語表記」の案内も用意しました。
- 学童保育所は、保護者の就労等により、授業が終了した放課後及び長期休業、土曜日等において、子どもたちに適切な遊びや安全で安心な「家庭に代わる生活の場」を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としています。保護者の職業生活を継続できるよう支援するとともに、その家庭の生活を守る役割もあります。保護者の就労意欲が上がるにつれて、学童保育所の利用率も上がり、学童保育所に対する保護者の期待度も高いといえます。期待する大きな内容は、「学校教育の延長」です。下校後、◎さらに学習の徹底、◎夏休みなどキャンプや旅行などの「外出」、◎食育に配慮した廉価な給食やおやつを提供、◎保育時間のさらなる延長、などがあります。児童福祉の観点から言えば、家庭での「保育に欠ける部分」は学童保育で補いますが、主人公はいつも「子ども」であるべきだと思います。しかし、大人（保護者）側の理由で、子どもや学童保育所に対する要求は年々高まりつつあり、期待も大きいといえます。
- 南部児童センターの施設運営に加えて、複合施設である南部保健福祉センター全体の施設維持管理を行ってきました。複合各施設の利用者の増加傾向から、駐車場が満車状態になることが多くあります。臨時に、近隣施設や空き地を借用して対応していますが、ご高齢の方々を中心に、施設に近い路上駐車をされる方が多くいらっしゃいます。
- 駐輪についても施設近くに乱雑に置かれることが多く、通行の邪魔になることがありました。使用頻度が高く、再度ペインティングをし、区画をはっきりとさせたところ、利用者自ら整然と駐輪するようになりました。
- 児童センター、各学童保育所とも、さらに工夫を凝らした企画事業を展開していき、さらに、利用者様の満足度を上げたいと思います。

市	<p>複合施設全体の管理者として、引き続き、設備の不具合や駐車場の慢性的な不足等にも対応していただきました。</p> <p>また、児童センターについても利用者のニーズを汲み取り、開所日や開所時間の延長を含め、様々な事業を展開し、利用者へのサービス向上に努めたことは高く評価できます。今後の事業展開にも期待しております。</p> <p>学童保育所については、引き続き学校との連携を図っていただき、協力して児童健全育成にあたっていただくことを期待しております。</p>
----------	--

**年度モニタリング〔第三者（利用団体等）評価〕
（平成29年度）**

施設名称	南部児童センター・根郷学童保育所外6学童保育所
評価者・団体	南部児童センター運営委員会

〔別記2-①〕 業務点検シート

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
－（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

区分	評価項目	評価欄
I 業務に関する基準		
1 基本事項		
【児童センター・学童保育所共通】		
開所時間	開所時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	S
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	A
2 維持管理業務に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	A
環境衛生	快適に利用できる環境になっているか。	A
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
安全管理	施設内・施設外に危険箇所はないか。	A
3 施設運営業務に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	S
意見等 受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	S
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	A
【児童センター】		
日常事業	遊ぶ際に守るべき事項が、利用者に理解できるように周知されているか。	A
	乳幼児と保護者がしやすく、保護者同士が交流する機会が設けられているか。	A
	異なる学校や年齢の児童が交流できる場となっているか。	A
	中高生が利用しやすい場となっているか。	A
交流事業	地域の高齢者等と児童の交流を図る機会が設けられているか。	A

【学童保育所】		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われているか。	A
統括施設	統括施設（児童センター）から各学童保育所へのフォロー体制は整備されているか。	A
日常事業	学童での1日の過ごし方は望ましい内容か。	A
	保護者への対応、コミュニケーションはとれているか。	A
	学校との連絡体制は適切にとられているか。	A

区分	評価項目	評価欄
II 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	A
接 遇	職員（スタッフ）は名札及び清潔な服装を着用しているか。	S
	職員（スタッフ）のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	S
2 運営協力体制に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	A
3 安全管理・危機管理に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
危機管理	利用者を含めた避難訓練を実施しているか	A
	災害時の学校や保護者との連絡体制は整備されているか。	A
4 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
情報管理	個人情報の管理は適正に行われているか。	A

【別記2-⑥】 総合評価

【意見記述欄】 総合評価
<p>○南部児童センターは複合施設のため、設備点検などの諸問題に予算計上し、対応して欲しい。特に、点検→毎年空調の問題では、他施設に弊害が生じている。学童では、寺崎小が狭いので、学童増が見えるので対応を！</p> <p>○社会福祉法人 愛光全体のガバナンスが、児童センター各所に及んでいるように見受けられ、感心しました。学童の対象者が、小1から小6までとなりますが、定員オーバーしている学童もあるようです。今後、定員や施設の拡大も必要になりそうで、佐倉市の一層の支援が望まれるところです。</p> <p>○根郷、南部地区は、学区域も広く家庭状況も様々です。南部児童センターや学童保育所の存在は、非常にありがたいものです。今後とも、学校と連携して運営されるよう、よろしくお願ひします。</p> <p>○佐倉市の指定管理者制度導入により、南部児童センター・根郷学童保育所他6学童保育所が、社会福祉法人愛光によって管理運営されて、5年が終わろうとしています。導入以前から南部児童センター管理運営委員を務める者として、業者の選定過程や選定後の状況等に高い関心をもちつつ期待と危惧の念を抱いていました。約5年経過した結果として、このエリアに限って言えば、制度導入は成功だったと言えます。ドラスティックに変わった「みなみかぜ」に始まり、所長はじめ職員たちの対応が、利用者に対しては勿論のこと、誰に対してもソフトで、きめ細かなものになっていま</p>

す。地域にしっかり根を張って、多岐に渡って福祉活動を展開する愛光は、豊かなノウハウと多くの優れた人材をもっています。「子どもの福祉」を第一に考え、スタッフ一同が日々努力する結果として、利用者の物心の環境が、徐々に整ってきていることを高く評価したいと思います。残る課題として、学童への学校側の協力のあり方やスタッフの確保、働き方があげられます。ともあれ、この制度が継続されることと、行政の強力な支援を切望するものです。

【労働条件チェックリスト】

この労働条件チェックリストは、使用者が事業場における労働基準関係法令等の遵守状況を自ら点検し、自主的な改善を図るためのものです。点検の結果、×印の項目は改善が必要です。また、点検項目に該当しない場合は、点検結果欄に、斜線（/）を引いてください。（注：労基＝労働基準法、労安＝労働安全衛生法、最賃＝最低賃金法）

NO	点検項目	結果○×
1	常時使用する労働者が10人以上なので、就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ている（労基89条） 【裏面1参照】 ※常時使用する労働者が10人未満であっても作成することが望ましい	○
2	パートタイム労働者等正社員以外の労働者を使用しているため、これに適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ている（労基89条）	○
3	就業規則を変更した場合は、1と同様に労働基準監督署に届け出ている（労基89条）	○
4	労働者を雇い入れる際、賃金・労働時間等の労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示している（労基15条） 【裏面2参照】 ※シフト制等により、実際の労働日や労働時間が労働契約締結の際に確定しない労働者にも、労働日の決め方等を明示している【裏面2参照】	○
5	有期労働契約の労働者には、労働契約の期間、更新の有無、更新がある場合の判断基準などを明示している 【裏面2参照】	○
6	所定労働時間は、週40時間、1日8時間以内としている（労基32条） ※1ヵ月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合は、その月の開始前に労働者各人に勤務表（シフト表）を示すなどして通知している	○
7	次のような時間がある場合、労働時間として算定している（労基32条） a 交替制勤務における引継ぎ時間 b 業務報告書等の作成時間 c 仕事の打合せ、会議等の時間 d 参加が義務付けられている行事や研修等 e 出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	○
8	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などにに基づき、適正に把握している（労基32条） [把握方法：]	○
9	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせている（労基32条、35条、36条）	○
10	9の労使協定は、「時間外労働の限度に関する基準」（厚生労働省告示）の範囲内で締結している 【裏面3参照】	○
11	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させている（労基34条）	○
12	休日は、毎週1回または4週を通じて4回以上与えている（労基35条）※「夜勤明け」の日は休日には該当しません	○

NO	点検項目	結果○×
13	賃金は通貨で、直接労働者に（同意に基づき金融機関への振込も可）毎月1回以上、定期に全額（税金・社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可）を支払っている（労基24条）	○
14	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っている（最賃4条）	○
15	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、それぞれ25%（※）、35%、及び25%以上の割増賃金を支払っている（労基37条） ※月60時間を超えた時間外労働については50%以上です（中小企業には猶予措置あり）	○
16	労働者を会社の都合により休業（自宅待機等）させた場合、平均賃金の60%以上の休業手当を支払っている（労基26条）	○
17	パートタイム労働者を含むすべての労働者に法定の年次有給休暇を与えている（労基39条）	○
18	労働者名簿・賃金台帳を作成し、保存している（労基107条、108条、109条）	○
19	常時50人以上の労働者を使用しているため、産業医・衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせている（労安12条、13条）	○
20	常時50人以上の労働者を使用しているため、衛生委員会を毎月開催している（労安18条）	○
21	常時10人以上50人未満の労働者を使用しているため、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている（労安12条の2）	○
22	労働者の安全と健康の確保のため、安全衛生教育を実施している（労安59条）	○
23	労働災害防止のため腰痛予防対策や交通労働災害防止対策等に取り組んでいる	○
24	雇入れの際、及び1年以内ごとに1回（深夜業従事者には6ヵ月ごとに1回）、定期的に労働者に対し健康診断を実施している（労安66条）	○
25	健康診断の結果を労働者に通知し、有所見者に対しては医師の意見を聞くなどの事後措置を実施している（労安66条の5、66条の6）	○
26	働きやすい職場にするため、労働者からの仕事に関することや悩みごとなどを相談できる体制を整備している	○
27	労働基準法・労働安全衛生法の実施要旨や就業規則、労使協定等を職場に備え付けるなどの方法により労働者に周知している（労基106条、労安101条）	○

◇点検実施年度：平成29年度

◇施設名：佐倉市立南部児童センター及び根郷学童保育所外6学童保育所